

総務・広報部門会 DX 推進セミナー

電子帳簿保存法への DX 対応セミナー — 今さら聞けないインボイス制度対応 —



日時:2023 年 6 月 15 日(木) 16:00~17:30

会場:浪速区/ORA会議室

改正電子帳簿保存法のもと「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」への円滑な移行のための猶予措置を経て、2024 年 1 月 1 日から電子取引情報の保存ルールが変わります。

今回の総務・広報部門会 DX 推進セミナーは、インボイス制度の対応をはじめ、電子帳簿保存法をどう乗り越えてくのかなどについて、freee 株式会社 アライアンス事業部西日本地域マネージャー 原田貴之氏を講師に迎え、電子帳簿保存法へのDX対応セミナーを開催した。

原田氏は、これからすぐに取り組むべきインボイス制度や電子帳簿保存法への対応、さらには企業のDXを進めるためにすべきことなどについて、事例を挙げながら語られた。

その後、ファシリテーターの唐澤太郎総務・広報部門会委員のもと、講師の原田氏、税理士資格を持つ杉田敦氏、実際に運用する側として株式会社音羽 伊庭真吾氏の 3 名のパネラーの方々に、参加者からあらかじめ募った質問に対して答えていただいた。

■CONTENTS

○セミナー

- 1 インボイス制度と電子帳簿保存法の対応について
- 2 対応するための 3 つの落とし穴
- 3 DX を行う絶好のチャンス

○事前質問回答、質疑応答、個別質問

総務・広報部門会DX推進セミナー

電子帳簿保存法への DX 対応セミナー — 今さら聞けないインボイス制度対応 —

○セミナー

free 株式会社 アライアンス事業部西日本地域マネージャー 原田貴之氏



1 インボイス制度と電子帳簿保存法の対応について

2023 年 10 月からインボイス制度が始まると…

8 項目(①発行者の氏名又は名称②取引年月日③取引内容④受領者の氏名又は名称⑤軽減税率の対象である旨⑥税率毎に合計した対価の額⑦税率毎の消費税額及び適用税率⑧登録番号)を満たすインボイスを発行しなければ、取引先が増税を被ります。

さらに、「記載事項を満たしたインボイスの受領」「受領したインボイスの保存」「法的要件に適った会計記帳」の要件に対応しなければ、自社が増税を被ります。

キーワードは“仕入税額控除”！

取引先に迷惑をかけないためにも、「税務署に登録申請書を提出する」「請求書の項目や計算方法の見直しを行う」「請求書の写しの保存方法を検討する」の3つのアクションを早急に行いましょう。

2 対応するための3つの落とし穴

自社が増税を被らないためにも、「発行インボイスの保存」「受取インボイスの保存」「記帳」について、多大な負荷が発生しないように対応しましょう。

落とし穴① 発行した適格請求書の保存が義務化

今までの消費税法では控えの作成義務はありませんでした。しかし、インボイス制度開始後は、適格請求書(インボイス)の控えの作成義務が発生します。

さらに、2023 年 12 月 31 日猶予措置が終了するため、電子取引データの電子保存義務化も発生。

つまり、インボイス制度開始後は、「適格請求書(インボイス)控えの作成義務が発生」し、2024 年 1 月からは「全て紙保存の運用禁止(電子は電子のまま保存)」になるのです。

落とし穴② 受領した適格請求書は全て保存

これまでは3万円未満であれば請求書や領収書、レシートの証憑の保存の必要はありませんでした。しかし、インボイス制度開始後は適格請求書であれば全て保存しなければなりません。さらに、2023年12月31日に猶予措置が終了するので、電子保存義務化もスタートします。

その結果、下記のような運用は不可になります。

- ・取引先からメール添付で送られてきた請求書を印刷して紙で保管
- ・ECサイトからダウンロードした領収書を印刷して紙で保管

つまり、インボイス制度開始後は、「全て適格請求書は保存」になり、2024年1月からは「全て紙保存の運用禁止(電子は電子のまま保存)」になるのです。

落とし穴③ 日々の記帳パターンが増大

インボイス制度開始後は、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額削減を行うことができません。

しかし、2023年10月1日～2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2026年10月1日～2029年9月30日までは仕入税額総合額の50%を仕入税額として控除できる経過歳が設けられています。

そのため、経過措置を考慮した日々の記帳が必要になります。

仕入税額削減を受けるには「日付」「取引先名」「取引内容(税区分含む)」「金額」の記帳が必要で、現行であれば、税区分は「標準税率10%」「軽減税率8%」の2種類だけの記帳でしたが、インボイス制度開始後は登録番号の有無を確認し、ない場合は経過措置期間に合わせた仕分けをしなければなりません。

3 DXを行う絶好のチャンス

世の中には“free”に限らず、様々なシステムがあります。自社に合うものを選び、活用することでインボイス制度に対応してください。

うまく活用できれば、インボイス制度開始前よりも楽に経費管理ができるようになるはずです。

ぜひとも、来年からの電子帳簿保存法に対応するためにも、インボイス制度を企業のDX化を進める絶好のチャンスと捉え、取り組んでください。

<要約抜粋>



○事前質問回答、質疑応答、個別質問

ファシリテーターの唐澤太郎総務・広報部門会委員、そして、講師の原田氏、税理士資格を持つ杉田敦氏、実際に運用する側として株式会社音羽 伊庭真吾氏の3名のパネラーが登場。

まず、伊庭氏が自社でのシステム導入の事例を紹介されたのち、

「猶予期間のさらなる延期はあるのか？」

「実際、電子で保存していない場合の罰則規定があるのか？」

「想定される監査方法は？」

「どこまで実際やらねばならないのですか？」

「有料業者を使わない、処理の仕方はどうすれば良いか？」

「経理規定フォームや電子データの管理の仕方は？」

など、あらかじめ参加者から募った質問、および、当日の参加者からの質問に対し、原田氏、杉田氏、伊庭氏がそれぞれの立場から答えていただいた。



ファシリテーター 唐澤総務・広報部門会委員



パネラー free 株式会社 原田貴之氏



パネラー 株式会社音羽 伊庭真吾氏



パネラー 税理士 杉田敦氏